

○障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準について

(平成20年3月31日)

(障発第0331012号)

(各都道府県知事あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第175号。以下「基準」という。)については、平成20年3月31日厚生労働省令第85号をもってその一部が改正されたところであるが、基準の改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 従たる事業所の取扱いについて

地域活動支援センターの運営は、原則として地域活動支援センターのサービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、次の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として運営することができる取扱いとする。

(1) 人員及び設備に関する要件

- ① 「主たる事業所」及び「従たる事業所」にはそれぞれ1人以上の専従の職員が確保されていること。
- ② 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用定員はそれぞれ6人以上であること。
- ③ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、施設長の業務の遂行上支障がないこと。

(2) 運営に関する要件

- ① 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制(例えば、当該従たる事業所の従業員が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。
- ⑤ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

2 出張所等の取扱いについて

地域活動支援センターの経営運営は、原則として地域活動支援センターのサービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、1の(2)の要件を満たすものについては、「事業所」に含めて運営することができる取扱いとする。